

三商レポート

第八十七話 「これからも続く借金と相続問題」

(株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103
URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

いつの時代も仕事や暮らしに「借金」の問題はついて回っていた。ところが、「借金と相続」の問題は、いつも注目されることのない日陰のテーマだった。

昭和から平成にかけては、バブルに踊らされ、投機や節税対策のため土地を担保に多額の借金を重ねてきた人が多くいた。バブルの崩壊と共に地価は下がり続け、借金だけが重く残った。ここで迎えた相続は時として不幸な死もあり、借金と相続への関心によりやく目が向くようになって来たように思う。

3年前、サブ・プライムローン問題とリーマン・ショックをきっかけに世界同時金融危機が発生した。中小企業の資金繰りを支えるため、国は保証協会が100%保証する「緊急保証制度融資」を実施した。無担保で8,000万円、有担保なら2億8,000万円の借入れができた。しかし、景気は好転せず返済ができない。そこで、「金融円滑化法」により、金融機関に対し顧客からの返済条件の見直しに応じる努力義務を課して対応した。

そこに東日本大震災と原発事故が発生した。多くの命が失われ、多くの企業が被害を受けた。現地の被災企業だけでなく、全国の関連企業にも多大な影響が出ていて、倒産件数が増えることが予想されている。原発事故の影響による被害は、未だ予想もつかない。国は新たに「東日本大震災復興緊急制度融資」を実施した。前掲の緊急融資とは別立てで、8,000万円の無担保融資の道が開かれた。

さらに金融庁は今年の8月、震災・円高で経営が悪化した中小企業を支援するため、金融機関が貸付債権を資本性の高い劣後ローンに容易に転換できるよう新しい指針を示した。これは、中小企業にとって短期の債務を長期の債務に切り替える効果がある。金融機関も追加の融資がしやすくなる。

こうした対策により、中小企業は新たな借入が可能となり、返済期間も延ばすことができる。これで助かる企業もきっと多い。しかし、このことは同時に借入債務が相続の対象になるリスクを高めることになる。

昨年 6 月、「改正貸金業法」が完全実施された。この法律は、バブル崩壊後に社会問題となった「多重債務者問題」の解決を狙ったものである。貸金業者が顧客に対し年収の 3 分の 1 を超えて貸付することを禁止した(総量規制)。これにより多重債務者は減っている。しかし、この時期に総量規制を厳しく実施しては必要なお金が回らないことは明らかだった。そのため、「銀行」が行なう貸付と「不動産担保融資」は適用除外とされた。また、「個人事業者向け融資」も総量規制の例外とされた。そこで、新興の銀行は、借りやすさを売りにして住宅ローンや個人向けカードローンに力を注いで貸出を増やしている。ノンバンクは、個人事業者向け不動産担保ローンを積極的に仕掛けている。消費者金融や銀行から借りることのできない個人は、「クレジットカードによる現金化商法」に飛びつき被害に遭っている。新たな借金が次々に生み出されている。

ここ数年の借金の傾向は、バブル期とは違う背景での借金が中心になっている。中小企業の経営者は、資金を借りなければ経営を続けて行くことが難しい。働く人も生活が厳しく、借金せざるを得ない状況にある。そこで、やむを得ず借金をする。借りたお金はできれば早く返してしまいたいと思う。しかし、返したくても返せない現実がある。こうした状況でもし相続が開始したら、借金も当然に相続されることになる。ところが、借金のことは多くの場合に家族に言っていないし、言えない。家族も、借金のことを知らないし、分からない。

「借りざるをえない・借りやすい」こうした時代だからこそ、生前の借金対策と相続開始後の借金対策は誰にとっても重要な相続対策になる。「借金と相続問題」は、日陰ではあってもこれからも続く重要なテーマである。

(2011 年 9 月 1 日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～